

今月のトピックス

令和4年8月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>

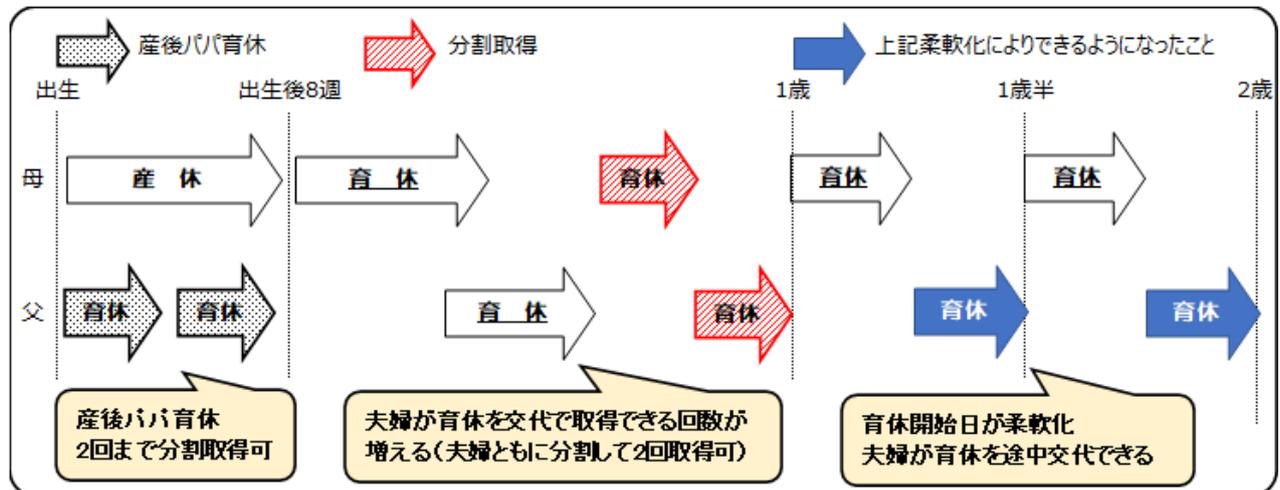
※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



【育児休業開始日の柔軟化について ～令和4年10月1日施行～】

仕事と育児を両立できるようにするため、産後パパ育休(出生時育児休業)制度の創設や1歳までの育児休業の分割取得が可能になる等、育児・介護休業法が令和4年10月1日に改正されますが、1歳(1歳6か月)以降の育児休業について、『育児開始日の柔軟化』も図られておりますのでご案内いたします。

これまで1歳(1歳6か月)時点に限られていた育児休業開始日を、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者が1歳(1歳6か月)以降の育児休業を取得している場合には、その配偶者の休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とできるようになりました。



就業規則（育児・介護休業規程）の見直しが必要となります！

法改正にあたり、就業規則（育児・介護休業規程）の見直しが必要となります。これまでご案内してきました改正内容の概要を右図にまとめておりますのでご覧ください。

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで*1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲*2で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能*3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などを上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる。
 ※2 就業可能日等には上限あり。
 ※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できる。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

夏季休業のお知らせ 弊社 8月11日～8月15日は夏季休業とさせていただきます。

【今月の担当:湯浅】